

大阪市告示第159号

大阪市が発注する政府調達協定の適用を受ける物品供給等、業務委託、測量・建設コンサルタント等に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者の令和8年度における必要な資格及び資格審査の申請方法等は次のとおりとする。

令和8年2月2日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高橋 徹

第1 入札参加者の資格

物品供給等、業務委託、測量・建設コンサルタント等に係る入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる資格を備えている者（同項第2号及び第3号に掲げる資格については、同号に規定する税の納税義務を有する者に限る。）でなければならない。ただし、入札参加資格審査の申請の際、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の申請をし、又は重要な事実について申請をしなかった者にあっては、入札参加資格の承認を受けることができない。また、承認後に発覚した場合には、資格を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと
- (2) 大阪市税及び大阪府税に係る徴収金を完納していること。ただし、大阪府内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること
- (4) 法人にあっては登録種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書（登記簿謄本）により確認できること
- (5) 法令等の規定により、営業について免許、許可又は登録を要する場合は、資格審査申請時において、当該免許、許可又は登録を受けていること

- (6) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (7) 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則第3条第1項に規定する入札参加除外者及び同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者に該当する者でないこと
- (8) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の決定、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

第2 資格審査の申請方法等

物品供給等、業務委託、測量・建設コンサルタント等に係る入札に参加しようとする者は、次の申請時期に、申請書及び告示する案件ごとに定める書類を提出しなければならない。

1 申請時期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、告示する案件ごとに定められた申請期間内に申請する必要がある。また、大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる休日を除く。

2 申請方法

申請書及び告示する案件ごとに定める書類を申請期間内に必着するように、次に定める提出先へ送付又は持参しなければならない。この期間内に到着しなかつた申請書（添付書類を含む。）は受付できないものとする。

提出先

〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館9階

（業務委託、物品供給等）

大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループ

（測量・建設コンサルタント等）

大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ

第3 有資格者への通知

資格審査の結果、入札参加資格を有すると認めた申請者に対しては告示する案件ごとに入札参加資格の承認を通知する。なお、承認期間は当該案件に係る入札手続期間とする。

第4 申請用紙の入手方法

次の配布期間に、以下の配布場所での無償配布とする。

1 配布期間

第2 第1項の申請時期と同じ。

2 配布場所

第2 第2項の提出先と同じ

(契約管財局契約部契約課)